



## 裁判のしくみ②

吉田 利宏 Yoshida Toshihiro 元衆議院法制局参事

1987年衆議院法制局入局後、15年にわたり法案や修正案の作成に参画。主な著書に『法律を読む技術・学ぶ技術』[第3版](ダイヤモンド社)、『ビジネスマンのための法令体質改善ブック』(第一法規株式会社)など

### 裁判の弱点

「訴えてやる!」。腹に据えかねることがあると言いたくなるセリフです。しかし、「訴えられる」のはもちろん、「訴える」のもひと苦勞のようです。

前回、不服申立てに比べて裁判は公正さという「おいしさ」が売りであるといいました。「おいしい・早い・安い」の三拍子がそろっていいのですが、裁判の場合には「早い」と「安い」の面でまだまだ課題が残ります。

「思い出の事件を裁く最高裁」。そんな川柳さえあるように、時間がかかるのが裁判の弱点です。民事訴訟の平均審理期間は9.0カ月です\*<sup>1</sup>。「早さもおいしさのうち」だとすれば、裁判への満足感を高めるには判決までの時間をさらに短くする必要があります。

裁判のもう1つの問題点が「高い(費用がかかる)」という点です。民事訴訟を例にとると、訴訟を起こすに当たって裁判所に納める手数料や弁護士の費用などが原告の負担となります。勝訴したら被告に負担させることができる部分もありますが、それでもまずは全額、立て替えなければなりません。

### 和解の利用

そんなことがあるからでしょうか、実際の民事訴訟では、判決が出る前に当事者の意思で訴訟を終了させてしまうことも多いといいます。

その方法には次の4つがあります。

訴えの取下げ	原告が訴えを撤回すること
請求の放棄	原告が請求に理由がないと自ら認めること
請求の認諾	被告が請求に理由があると認めること
和解 (裁判上の和解)	争いの当事者がお互いに譲歩し合って争いを終結させる合意をすること

このうち、よく利用されるのが「和解」です。和解は、争いの当事者がお互いに譲歩し合ってその争いを終結させる合意をすることです。裁判所がかかわる和解のことを「裁判上の和解」といいます。裁判上の和解の内容は「和解調書」というものに記載されます。こうしておけば、確定判決\*<sup>2</sup>と同じ効果を持ちます。もし、相手方が和解内容に従わない場合には、これをもとに強制執行することだってできるのです。「訴えの取下げ」も、よく事情を調べてみると、裁判上の和解ができたことが理由の場合も多いものです。

少し複雑になって恐縮なのですが、和解には別に「私法上の和解」というものもあります。裁判所の関与なしに、お互いが契約として和解するのがこの「私法上の和解」です。そのため「裁判外の和解」ともいわれます。裁判所の手を煩わせない分、使いやすい和解ともいえるのですが、相手が和解内容を守らない場合には、ちょっと困ったことになります。和解内容を実現するには、やはり裁判を起こして判決を得たうえで、強制執行するしかないからです。

\*1 裁判所「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(第8回)」(2019年7月19日公表)

\*2 もうそれ以上、争うことができない最終的な判決のこと

## ADRの利用

裁判に時間がかかる原因は持ち込まれる訴訟の多さにもあります。そこで、国は、裁判によらないトラブル解決方法を充実させる努力をしています。こうした方法で法的なトラブルが解決できれば訴訟数が減りますし、何より、トラブルを抱えた人たちが裁判という高いコストを払わずに満足した結果を手にすることができるはずです。**ADR<sup>\*3</sup>(裁判外紛争解決手続)**の利用の促進がいわれるのはそのためです。ADRとは、第三者にかかわってもらいながら法的なトラブルの解決を図る手続きのことをいいます。「相手も話し合いでの解決を望んでいる」そう感じたのなら、やみくもに裁判を起こすのではなく、まずはADRを利用するのもいいかもしれません。

ADRの代表的な方法としては「**あっせん・調停・仲裁**」があります。「あっせん」や「調停」は第三者が間に入って、当事者を話し合いのテーブルに着かせる手続きです。「調停」では第三者は話し合いを見守るだけでなく、さらに解決案(調停案)を示す特徴があります。また「仲裁」では、第三者の解決案(仲裁案)を当事者が受け入れる必要が生じます。

ADRを行う主体には、裁判所、行政機関、行政関連機関、民間の団体、弁護士会などがあります。このうち、裁判所が行うADRはこれまでもよく利用されてきました。**家事調停**や**民事調停**といったものがそれです。裁判上の和解もこれに加えていいでしょう。

家事調停	家庭裁判所が行う離婚や相続など夫婦や親族間の紛争に関する調停のこと
民事調停	簡易裁判所などが行う民事に関する紛争の調停のこと

行政関連機関が行うADRの1つとして、国民

生活センター紛争解決委員会の行うADRがあります。ADRを行う民間の団体は、消費者団体、業界団体などと多いのですが、これまで利用が広がらないという問題がありました。そこで、2004年にADR促進法(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律)が制定されました。この法律では、民間の団体が行うADRの業務に関し認証制度を設けました。これにはADRを行う各団体への信頼を高めるねらいがあります。また、認証を受けた者が行うADRについては、時効の完成猶予に関する特例を定めたのも大きなポイントです。これで「ADR手続き中に時効が完成してしまうかも……」などと、心配をしなくてもすむようになりました。

## 少額訴訟

実は、時間や費用がかかるという裁判の問題点をクリアする方法はほかにもあります。「**少額訴訟**」を使うという方法です。少額訴訟は、60万円以下の金銭の支払いを求める場合の特別な訴訟です。少額訴訟では原則として1回の期日で審理が終わり、判決が出されます。また、控訴もできないという特徴があります。さらに、裁判所に納める手数料の額も抑えられたものとなっています。「早さ」と「安さ」の面で理想的な裁判といえるのですが、60万円以下の金銭の支払いを求める場合にしか使えないのが痛いところです。また、被告が望んだ場合には「通常の訴訟」に移行する可能性があることにも注意しなければなりません。「被告の通常の訴訟を求める権利を保護する」という趣旨により設けられたしくみであることは分かるのですが、「通常の訴訟に移行するかも……」と思って少額訴訟を起こすことをためらう場合があるかもしれません。

\*3 Alternative Dispute Resolution の略称